報 道 発 表 資 料
平成２７年１１月２４日
神　奈　川　県
横 浜 地 方 気 象 台

神奈川県土砂災害警戒情報における二宮町の暫定基準廃止について

平成 27 年５月 30 日に発生した小笠原諸島西方沖の地震により、二宮町では震度５強を観測しました。この地域では地盤が脆弱になり、雨による土砂災害の危険性が通常より高いと判断し、神奈川県と横浜地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報を通常より引き下げた暫定基準を設けて運用してきました。

土砂災害警戒情報の暫定基準は、地震発生後の土砂災害発生状況と降雨の状況、並びに土砂災害危険箇所の点検結果等を勘案して、適切な見直しを行うこととしています。

今般、土砂災害発生状況、土砂災害危険箇所の点検結果及び降雨の状況をもとに検討した結果、下記のとおり、土砂災害警戒情報の暫定基準を廃止し、通常基準に戻すこととしましたのでお知らせします。

記

１．暫定基準廃止日時
　　平成 27 年 12 月１日 14 時

２．暫定基準を廃止して通常基準とする市町村
　　二宮町

これにより、神奈川県内の市町村は全て通常基準となります（別紙参照）。

《本件に関する問い合わせ先》
神奈川県県土整備局砂防海岸課　　電話：045-210-6508
横浜地方気象台防災管理官　　電話：045-621-1999

別　紙

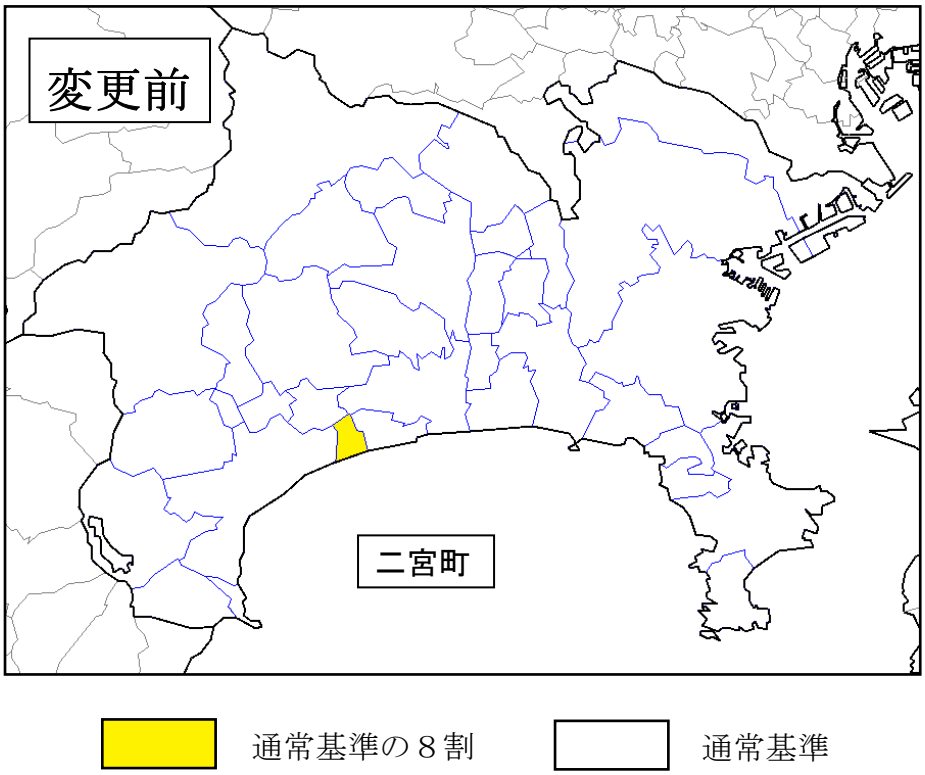

土砂災害警戒情報発表基準（上段：変更前、　下段：変更後）